特定非営利活動法人ゼロフジゼロ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ゼロフジゼロと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都八王子市元八王子町一丁目３４７番地２に置く。

（目的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象に、海岸と富士山頂をつなぐルートを徒歩のみで踏破することに挑む「ゼロフジゼロ」、その他各種ウォーキング、ランニング等イベントを企画運営し、スポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、道路における交通弱者の保護及び権利擁護並びに安全登山の啓発普及に関する活動を通じ、道路及び山岳における安全の確保を図り、もって誰もが生涯スポーツとして安全にウォーキング、ランニング等に親しむことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) 地域安全活動
(6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) ウォーキング、ランニング等イベントの企画及び運営に関する事業
(2) 道路における交通弱者の保護及び権利擁護の啓発普及に関する事業
(3) 登山の安全及びマナー並びに山における環境保護の啓発普及に関する事業

(4) この法人と類似の活動を行う個人及び団体の支援に関する事業
(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　社員

（入社）
第６条　社員の入社について、特に条件は定めない。
２　社員として入社しようとする者は、理事会が別に定める方法により、代表理事に申し込むものとする。
３　代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入社を認めなければならない。
４　代表理事は、第２項の者の入社を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入社金）
第７条　社員は、社員総会が別に定める入社金を納入しなければならない。

（社員の資格の喪失）
第８条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退社の届出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
(3) 除名されたとき。

（退社）
第９条　社員は、理事会が別に定める方法により退社の届出をして、任意に退社することができる。

（除名）
第１０条　社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第１１条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上５人以下

(2) 監事　１人

２　理事のうち１人を代表理事とする。

（選任等）

第１２条　理事及び監事は、社員総会において、社員の中から選任する。

２　代表理事は、社員総会において定める。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　特定非営利活動促進法（以下「ＮＰＯ法」という。）第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

６　前３号のほか、役員の選任は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１０号及び第１１号の基準に適合するよう行わなければならない。

（職務）

第１３条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事は、理事会を構成し、ＮＰＯ法及びこの定款の定め並びに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　理事は、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１４条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１５条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１６条　役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１７条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、社員総会において別に定める。

第４章　会議

（種別）

第１８条　この法人の会議は、社員総会及び理事会の２種とする。

２　社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

（社員総会の構成）

第１９条　社員総会は、社員をもって構成する。

（社員総会の権能）

第２０条　社員総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 社員の除名

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 役員の報酬

(7) 入社金の額

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

（社員総会の開催）

第２１条　通常社員総会は、毎年１回開催する。

２　臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第１３条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（社員総会の招集）

第２２条　社員総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

３　社員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（社員総会の議長）

第２３条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（社員総会の定足数）

第２４条　社員総会は、社員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（社員総会の議決）

第２５条　社員総会における議決事項は、第２２条第３項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。

2　社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決する。

3　理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員総会での表決権等）

第２６条　各社員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した社員は、前２条及び次条第１項の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4　社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

（社員総会の議事録）

第２７条　社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2　議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印若しくは署名又は電子署名をしなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日及び社員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第２８条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第２９条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３０条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３１条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）

第３２条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３３条　理事会における議決事項は、第３１条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数をもって決する。

３　理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会での表決権等）

第３４条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３５条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

２　議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印若しくは署名又は電子署名をしなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　資産

（資産の構成）

第３６条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入社金

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）
第３７条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第３８条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会において別に定める。

第６章　会計

（会計の原則）
第３９条　この法人の会計は、ＮＰＯ法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４０条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第４１条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、同年１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４３条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４４条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４５条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書

類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４６条　予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４７条　この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した社員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、ＮＰＯ法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４８条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４９条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、ＮＰＯ法第１１条第３項に掲げる者のうち、社員総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第５０条　この法人が合併しようとするときは、社員総会において社員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５１条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、ＮＰＯ法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトにおいて行う。

第９章　雑則

（細則）

第５２条　この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　瀬川　宏

理事　髙嶋　健次郎

理事　坂上　明子

監事　植田　仁

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１４条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和５年１２月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和４年１２月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入社金は、第７条の規定にかかわらず、０円とする。